

## 大阪府大規模施設等協力金等の過払いの再発防止について

大阪府大規模施設等協力金及び営業時間短縮協力金において、一部の事業者に対し協力金の二重支給等の過払い事案が発生しました。返納については、全ての事業者からご了承を得ています。

このような事態を招いたことを深くお詫びするとともに、再発防止策をとりまとめ、今後、協力金の誤支給が生じないように取り組んでいきます。

## I. 大規模施設等協力金

## 1. 事実経過、原因

第1期 協力金 (申請期間) 6/17 から 7/30 まで	件数・施設数	41 件(41 施設)
	事業者数	32 事業者
	返納総額	約 6 億 3,000 万円
	経 過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8 月に事業者から協力金申請事務局に連絡があり、1 件の過払いを確認 全ての申請データを洗い出し、同様の事案がないか確認作業を開始</li> <li>・9 月に 32 事業者への過払いが判明。該当する事業者に対し謝罪の上、 過払い分の返納に関する調整を開始</li> <li>・10 月に 32 事業者との調整完了(11 月末までに返納予定)</li> </ul>
	原 因	協力金支給後に事業者からテナントリストの差し替えの依頼があり、対応後に審査システムを「支払済」とせず、「審査完了」とする操作の誤りなどにより、一度支払った協力金を再度支給
第2期 協力金 (申請期間) 7/19 から 8/31 まで	件数・施設数	2 件(136 施設)
	事業者数	116 事業者
	返納総額	約 3,000 万円
	経 過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 月に事業者から協力金申請事務局に連絡があり、過払いを確認。関係 事業者に対し謝罪の上、返納に関する調整を開始</li> <li>・11 月に 116 事業者との調整完了(12 月末までに返納予定)</li> </ul>
	原 因	第1期テナントの口座情報を参照して第2期分の振込みを行う際、システム操作を誤り、支給済み事業者にも再度支給

## 2. 再発防止策と今後の対応

### (1)府職員によるチェック体制の強化

- ・支給前に府職員が行う3次審査において、異なるラインで複数の職員が確認する体制を徹底し、支給額が最終変更後と合致しているか再確認

### (2)二重支給防止のシステム改修

- ・大規模施設内のテナントへの支給において、振り込みエラーが発生して改めて振り込む場合、支給済テナントがリストから除外されるようシステムのプログラムを変更

### (3)速やかな情報の共有

- ・事業者や府民の信頼を大きく損なう恐れのあるものは速やかに公表・報告

## II. 営業時間短縮協力金

### 1. 事実経過、原因

第5期 営業時間 短縮協力 金	件数・施設数	1件
	事業者数	1事業者
	返納総額	約1398万円
	経過	9月に事業者から協力金申請事務局に連絡があり、過払いを確認。 事業者に対し謝罪し了承。10月に返納。
	原因	1日当たり支給単価を審査の結果訂正する際、誤って1桁多く入力した。

## 2. 再発防止策と今後の対応

### (1)府職員によるチェック体制の強化

- ・データの訂正等、人が手を加えた際には、再度ダブルチェックにより確認

### (2)誤支給防止のシステム改修

- ・審査システムにおいて、制度上支給できる金額の上限を超えた額を入力できない仕様に変更

### (3)速やかな情報の共有

- ・事業者や府民の信頼を大きく損なう恐れのあるものは速やかに公表・報告